

くまき 貞一

公 明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス対策について

(一) 生活支援について

緊急小口等貸付特例の対象期間の延長と総合貸付の再延長を国に対して求める。

また、最大で九か月の住居確保給付金についても支給が途切れることがないよう延長を要望してほしいが区の見解は。

あわせて、更なる丁寧な相談と就職支援等、また、そのための人員の確保を求める。

くまき 貞一

公 明

個人

七

一（一）

はじめに、新型コロナウイルス対策についてのご質問のうち、生活支援についてです。

新型コロナウイルス感染症対策として、社会福祉協議会が実施している

各貸付の申請状況は、七月以降、減少傾向がみられ、十月の申請件数は、

緊急小口資金貸付の特例貸付は、二百六十四件、総合支援資金の特例貸付は、二百十七件です。

住居確保給付金の十月の申請件数は、三十四件で、同様に減少の傾向がみられます。

今後とも、国等の動向を注視し、感染状況等に応じて、国や東京都に対し、必要な事項について要望してまいります。

また、くらしとしごと相談センターでは、七月から支援員等を加配し、相談体制の強化を図っています。

（次頁へ続く）

くまき 貞一

公明

個人

七

(前頁から続く)

今後相談者の自立に向けて、
ひとりひとりの状況にあわせた支援策の
提案を行うなど、丁寧に対応してまいります。

くまき 貞一

公 明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス対策について

(二) 図書館の本の消毒について

ア 利用者に安心感を与えることができる図書消毒器の導入を求める。

【要旨】

新型コロナウイルスへの感染を避けるため、誰が触れたかわからない図書館の本を借りるのをためらう方がいる。

一定期間の隔離時間を設けることでウイルスが不活性になるが、利用が多い資料でその隔離時間を待てないような場合は、資料の消毒が必要である。

文京区等で導入されている図書消毒器は紫外線で殺菌するとともにほこり、においなども三十秒で除去できる。

利用者に安心感を与えることが重要であると考えるので図書消毒器の導入を求める。

くまき 貞一

公明

個人

七

一(二) ア

次に、図書館の本の消毒についての
図書消毒機の導入についてです。

北区立図書館における

新型コロナウイルス感染予防対策としては、

利用者の皆さまには、

マスクの着用、十分な距離の保持、

図書館資料の利用前後の手洗い、

手指用消毒液の利用などをお願いしています。

また、施設管理上は、施設の換気、閲覧席の間引き、

図書館職員の手洗い、マスク等の着用のほか、

返却された本などの資料については、

除菌液を用いた表面の拭き取りを行い、

本などは二十四時間、CD、DVD等は七十二時間、

留め置きを行ったうえで貸し出すこととしており、

いずれも、公益社団法人日本図書館協会の

ガイドラインを参考にした対策を徹底しています。

(後頁へ続く)

くまき 貞一

公明

個人

七

(前頁から続く)

図書消毒機については、

紫外線により本を殺菌消毒するとともに、

本に挟まったゴミや臭いを取る図書専用のものであり、

新型コロナウイルス感染などを心配される利用者からは

図書館に対する導入を求める声もいただいています。

しかしながら、本の消毒について、

日本図書館協会は、

消毒液による消毒や、

紫外線照射による殺菌については、

紙の劣化等への悪影響があり、

図書等の資料を守るという観点からは

推奨しないとの見解を示しています。

そのため、引き続き、

導入している他区の利用状況などを

調査・研究してまいります。

くまき 貞一

公明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス対策について

(二) 図書館の本の消毒について

イ 新型コロナウイルス問題により電子図書館サービスを導入すべきと考えるが見解を示せ。

【要旨】

新型コロナウイルスへの感染を避けるため、「電子図書館サービス」が注目されており、令和二年十月一日現在、百十四の自治体で導入されている。地元書店との融和を図りながら導入すべきと考える。

一（二）イ

次に、電子図書館サービスの導入についてです。
ウェブ上で電子書籍を貸し出す

電子図書館サービスは、

既に導入している他自治体においては、

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言下など
感染拡大防止を図る中での図書館の継続的利用には、
効果的なサービスの一つであると認識しています。

しかしながら、このサービスの導入には、

電子書籍の費用が一般書籍の数倍であること、

紙の書籍に比べて数が少ないこと、

総利用回数に制限がかかる場合があることなどの

課題があるほか、

導入による地域の書店への影響なども

考慮する必要があると考えています。

そのため、電子図書館サービスの導入については、
引き続き、他自治体の活用状況や費用対効果などを
研究・検討してまいります。

くまき 貞一	公 明	個人	七
--------	-----	----	---

(質問の事項及び要旨)

二 空き家の有効活用でまちの活性化を

(一) 居住支援協議会の現状について

(二) 居住支援協議会を活用して、積極的に
空き家の活用を推進することについて

【要旨】

足立区では空き家の利活用に取り組むため、地元に拠
点を持つ建築家らが立ち上げた空き家活用プラットフォームと連携している。また、空き家利活用促進事業自体
も住宅課とシテイプロモーション課が連携し、情報発信
にも力を入れている。これは公と民や建築と経営、運営
など異なる分野が連携、融合した形で進めることで解決
につなげた事例である。

北区では昨年居住支援協議会が設立されたが、協議会
の現状について伺う。

また、居住支援協議会を活用して積極的に空き家の活
用を推進すべきと考えるが、区の見解は如何か。

くまき 貞一

公明

個人

七

二(一)(二)

次に、空き家の有効活用でまちの活性化を
についてのご質問に、お答えします。

はじめに、居住支援協議会の現状についてです。

同協議会は、住宅確保要配慮者の

民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、

必要な居住支援策について協議すること、

行政だけでは解決できなかった課題を、

関係者と行政との協働による取り組みで

解決していくことを目的としています。

この間(かん)、同協議会では、

住宅確保要配慮者に対する、

関係者の取り組み事例や課題を共有し、

セミナーの開催やニュースの発行などにより、

民間賃貸住宅の供給の促進にかんする

情報提供を行ってきました。

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

今年度は、課題に対する具体的な支援策のあり方について、協議する予定でしたが、コロナウィルス感染症拡大の影響を受け、協議会の開催を延期しています。

現在、事務局である区は、今後のコロナ禍における協議会活動のあり方や再開についての検討を進めているところであり、徹底した感染防止対策の下、

協議会が開催できるよう、準備を進めています。

次に、居住支援協議会を活用して、積極的に空き家の活用を推進することについてです。

ご案内の、区と地域や民間団体など、異なる専門分野の方々が連携して、

空き家を複合施設として活用した仕組みは、

「多様な主体との連携及び推進体制の整備」を掲げる空き家対策の基本方針につながるものであり、大変参考となる取り組みです。

(後頁へ続く)

くまき 貞一

公明

個人

七

(前頁から続く)

空き家を活用する様々な仕組みにより、
賃貸住宅として

住宅確保要配慮者の入居促進を図ることは、
居住支援協議会の目指すところであり、
空き家対策との連携は重要と考えますので、
今後、開催される同協議会において、
議論してまいります。

くまき 貞一

公 明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

二 空き家の有効活用でまちの活性化を

(三) 空き家を活用するための横断的な相談窓口の設置と空き家を改修するための助成金について

【要旨】

北区での空き家活用の事例として、「コトイロ・イワブチ」があり、築六十年の木造空き家をリノベーションし、コミュニティの再生を図っている事業である。

更なる空き家の利活用のためには、行政の関わりが必要であると考ええる。

北区としても、まちの活性化のために公民連携した空き家活用の仕組みを構築し、空き家を活用するための横断的な相談窓口の設置や空き家を改修するための助成金を求めるが、区の見解は如何か。

二(三)

次に、空き家を活用するための

横断的な相談窓口の設置と、

空き家を改修するための助成金にかんする

ご質問についてです。

平成三十年に策定した「空家等対策計画」では、

空き家対策の基本方針として、

地域、民間事業者、関係行政機関などの

多様な主体との、連携及び推進体制の整備を掲げ、

これまで、建築や不動産関係等の

外部専門家団体の協力のもと、

空き家の改修や改築、活用に関する相談等に

対応してきました。

相談の際には、空き家の活用・流通対策として、

福祉や地域コミュニティ等に寄与する

「地域貢献型空き家利活用モデル事業」を紹介し、

助成金の支援も含め、

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

空き家の貸し手と、借り手である地域貢献団体とのマッチングによる取り組みを促進しています。

空き家の有効な利活用を進めるためには、

ご提案の、

公民が連携した空き家活用の仕組みの構築や

空き家を活用するための横断的な相談窓口の設置は、

単に空き家を解消するだけではなく、

地域コミュニティの醸成を図る地域振興策や

空き店舗等の活用による商業振興策として、

まちの活性化につながるものと考えます。

今後とも、区といたしましては、

空き家対策を一層推進するため、

全庁一丸となって、取り組みを行うとともに、

空き家の利活用に効果的な助成金のあり方など、

検討してまいります。

くまき 貞一

公 明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

三 地域で支えあい誰も一人にしない社会について

(一) 北区では地域包括ケア推進計画の改定を行っているが改定していく上での課題とその課題解決についてどのように考えているのか区の見解を

(二) 高齢者が地域を支える担い手として地域活動に参加していくことは高齢者自身の生きがい創出や地域の活力増進、介護予防につながると考える。

高齢者のいきがい活動や社会参加を後押しする施策の充実を求めるが区の見解を

三(一)(二)

次に、地域で支えあい

誰も一人にしない社会についてです。

まず、地域包括ケア推進計画の改定についてです。

現在、令和三年度から五年度を計画期間とする計画の検討を進めています。

基本理念を

「みんなで支え安心して暮らせる地域づくり」、

基本方針を「北区版地域包括ケアシステムの深化

と地域共生社会の実現に向けて」とし、

地域全体で高齢者を支える体制づくりを

進めてまいります。

地域の特色を反映した施策を推進するため、

地域分析を行い地域課題の把握に努めています。

目標達成に向け進捗管理や評価を行う

P D C A サイクルの円滑な運用に取り組み、

課題解決につなげてまいります。

(後頁へ続く)

くまき 貞一

公 明

個人

七

(前頁から続く)

また、「高齢者のいきがい・社会参加の促進」を計画の重点的な取り組みの一つに掲げています。

人生百年時代において、高齢者が社会的役割を持ち活躍できる仕組みづくりを行うため、

いきがい活動センターを設置し、

「就労」と「社会参加」につながる

「いきがいづくり」を支援します。

いきがい活動センター「きらりあ北」では、

相談や学びから地域活動への担い手育成を図るなど、

関係機関と連携し、地域での活躍の場につなげる

取り組みを進めてまいります。

くまき 貞一

公明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

三 地域で支えあい誰も一人にしない社会を

(三) 医療、介護などＩＣＴ技術を活用したサービスは必要不可欠であり、今から検討を進めるべきと考えるが区の見解を

【富山県黒部市の例】

黒部市社協と民間企業が、地域の実態調査と支援ニーズを把握するために端末を利用し、検証を進めている。開発した端末は大きなボタン、非接触カード読み取り機スピーカーを音量調節ダイヤルで構成。インターネット環境不要。元気だよカードや困りごとカードなどをかざせば、連携したサービスに連絡が行き、担当者から自宅の電話または携帯に電話がかかってくる。

くまき 貞一

公 明

個人

七

三(三)

次に、医療、介護などＩＣＴ（アイシーティ）技術を活用したサービスの検討についてです。

高齢者施設での介護ロボットの活用や

北区医師会が導入したＩＣＴ（アイシーティ）

ネットワークなど、

医療、介護の分野でのＩＣＴ（アイシーティ）技術の活用は
少しずつ進んでいます、

高齢者自身が使うものについては
導入が進んでいないのが現状です。

今後、ＩＣＴ（アイシーティ）技術の活用は、
ますます重要になってくるととらえており、
行政と民間企業が協力して行っている実証実験を含め、
様々な先進事例を研究してまいります。

くまき 貞一

公明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

四 田端・西ヶ原地域の諸課題

(一) 田端文士村記念館について

- ア 田端文士村記念館のリニューアル
- イ 芥川関連資料の収蔵庫の確保
- ウ 子ども芥川検定の実態と今後の展開
- エ 小中学生へのアプローチ
- オ 田端文士村記念館と(仮称)芥川龍之介記念館
の具体的な事業展開

【要旨】

- ・開館から二十七年が経ち、設備面の老朽化が懸念される。リニューアルについて問う。
- ・今後、芥川関連の文献を収蔵していくと聞いているがそれらを収める収蔵庫は確保できているか。
- ・本年夏に「子ども芥川龍之介検定」が初めて実施されたが、実態と今後の展開について区の見解を問う。
- ・区内の小中学生が学校教育の一環として文学に親しむ機会を提供することが必要だが区の見解を問う。
- ・田端文士村記念館と(仮称)芥川龍之介記念館との具体的な事業展開について区の見解を問う。

四（一）アイウエオ

次に、田端・西ヶ原地域の諸課題にかんするご質問のうち、田端文士村記念館についてお答えします。

はじめに、田端文士村記念館のリニューアルについてです。

田端文士村記念館は、平成五年十一月に開館後、平成二十七年十月に展示リニューアルを行いました。現在、設備の老朽化が進んでいるため、近い将来には、設備の更新が必要になるものと認識しております。

次に、芥川関連資料の収蔵庫の確保についてです。

田端文士村記念館では、現在も

多種多様な資料が増えていること、

また、（仮称）芥川龍之介記念館の開設に向け、文献など資料の収集を進めていくうえでも、新たな収納スペースの確保が必要となることから、今後検討してまいりたいと考えています。

（後頁へ続く）

（前頁から続く）

次に、子ども芥川龍之介検定の
実態と今後について、お答えします。

今回初めて実施した「子ども芥川龍之介検定」には、
期間中、三百九十名の方にご参加いただきました。

検定の設問内容から、小学校三年生から中学生までを
対象とし、対象に該当した参加者は三百一名でしたが、
アンケートでは、とても良い評価をいただきました。

さらに、他の文学館から、

「次世代に龍之介を普及するには

うってつけのコンテンツ。当館も見習いたい。」との
嬉しい感想もいただいておりますので、

来年度以降も継続していきたいと考えています。

あわせて、（仮称）芥川龍之介記念館の開設に向けた
機運醸成のため、大人向けの同種イベントの開催も
検討を続けてまいりたいと考えています。

（後頁へ続く）

（前頁から続く）

次に、小中学生へのアプローチについてです。

小中学生の来館とともに、出張講座を行うことは、小中学生が文学に親しむための大切な機会として捉えていますので、教育委員会と連携を図りながら、検討を進めてまいります。

次に、田端文士村記念館と（仮称）芥川龍之介記念館の具体的な事業展開についてお答えします。

田端文士村記念館と（仮称）芥川龍之介記念館は、

（仮称）芥川龍之介記念館整備構想において、

一体的な運営が望ましいと考えているため、

田端文士村記念館をスタディ（知識を得る）の場、

（仮称）芥川龍之介記念館を

フィール（体感する）の場として、

役割分担を図ってまいります。

（後頁へ続く）

くまき 貞一

公 明

個人

七

(前頁から続く)

また、旧古河庭園や渋沢史料館など、
近隣の文化施設や名所を回遊する
マップの作製を予定しています。

今後も引き続き、田端文士芸術家村を含めた、
田端エリア、さらには、滝野川地域の魅力発信に
努めてまいりたいと考えています。

くまき 貞一

公 明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

四 田端・西ヶ原地域の諸課題について

(一) 田端文士村記念館について

力 高台エレベーターの設置について現状と課題また具体的なスケジュール

【要旨】

田端文士村記念館との具体的な事業展開について区の見解を。また、仮称芥川龍之介記念館の来館のためにもこれまで強く求めてきました高台エレベーターの設置について現状と課題また具体的なスケジュールを可能な範囲で教えられたい。

四（一）カ

次に、高台エレベーターの設置についてお答えします。

田端駅周辺の昇降施設等の整備については、平成三十年六月の所管委員会において、都道上にエレベーター棟を設置し、東台橋と歩道橋で連絡する基本設計案をご報告いたしました。

この間、実施設計と共に必要な調査などを鋭意進めてまいりましたが、

新たに施工上の大きな障害が明らかになり、現行計画を見直し、

新たな場所での計画が必要となったところです。

詳細の内容につきましては、

今後のスケジュールを含め、

本定例会の所管委員会でご報告いたします。

くまき 貞一

公 明

個人

七

(質問の事項及び要旨)

四 田端・西ヶ原地域の諸課題について

(二) 保育園の待機児童について

【要旨】

来年四月には新たな保育園が2園、この地域に開園予定だが、田端・西ヶ原地域における保育園の待機児童について区の見解を問う。

また、区の遊休施設等を活用し待機児童解消を図るべきと考えるが区の見解を問う。

くまぎ 貞一

公明

個人

七

四（二）

次に、田端・西ヶ原地域の諸課題についてのうち
保育園の待機児童についてお答えいたします。

令和二年四月期の待機児童数は、区全体で七十九名、
そのうち、田端・西ヶ原地域のある滝野川西地区が
二十五名と最も多く待機児童が発生しました。

令和三年四月期に向けては、

田端二丁目、上中里一丁目に

新たに二園の開園を予定しておりますが、

この地域にもう一園開園予定だった保育園が

令和四年四月期に延期になった影響などから、

この地域では待機児童が一定程度生じる可能性を

懸念しております。

区ではこれまで、遊休施設等を活用して、

保育園の定員拡大に取り組んできました。

今後、令和三年四月期の入園申請の状況を注視し、

待機児童の発生が見込まれる場合には、

（後頁へ続く）

くまき 貞一

公 明

個人

七

(前頁から続く)

必要に応じてさらなる私立保育園の誘致を行うなど
待機児童の解消に努めてまいります。